

第95回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和8年2月6日（金）
午後2時

場所：第一庁舎7階
第一・第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課

第95回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和8年2月6日（金）午後2時～

場 所 長野市役所第一・第二委員会室（第一庁舎7階）

1 開 会

2 長野市あいさつ

3 議事

(1) 審議事項

議案1号

長野都市計画道路の変更について（市決定） 【資料1】

議案2号

長野都市計画用途地域の変更について（市決定） 【資料2】

議案3号

長野都市計画道路の変更について（市決定） 【資料3】

議案4号

長野都市計画用途地域の変更について（市決定） 【資料4】

議案5号

長野都市計画特別用途地区の変更について（市決定） 【資料5】

(2) その他

都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について 【資料6，資料7】

4 その他

5 閉会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1番 柳 沢 吉 保 (長野工業高等専門学校 名誉教授)
- 2番 築 山 秀 夫 (長野県立大学 教授)
- 3番 梅干野 成 央 (信州大学工学部 准教授) =欠席
- 4番 寮 亜 樹 (長野県司法書士会長野支部 司法書士) =欠席
- 5番 伊 東 亮 一 (公益社団法人長野県建築士会ながの支部 幹事) =欠席
- 6番 阿 出 川 希 (長野市議会 議員)
- 7番 本 木 晋 (長野市議会 議員)
- 8番 原 ようこ (長野市議会 議員) =欠席
- 9番 浅 川 徹 (長野市議会 議員)
- 10番 箱 山 正 一 (長野市議会 議員)
- 11番 青 木 敏 明 (長野市議会 議員)
- 12番 高見澤 秀 茂 (長野商工会議所 副会頭) =欠席
- 13番 小 池 宏 明 (長野農業協同組合 常務理事) =欠席
- 14番 酒 井 國 夫 (長野市民生委員児童委員協議会 副会長)
- 15番 挟 間 孝 (NPO法人ヒューマンネットながの 理事長)
- 16番 高 橋 宣 行 (長野市商工会 副会長)
- 17番 小田川 豊 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)
- 代 理 伊 藤 禎 規 計画課課長
- 18番 坂 口 一 俊 (長野県長野建設事務所 所長)
- 19番 掛 川 修 司 (長野中央警察署 署長)
- 代 理 小 林 誠 交通第二課課長
- 20番 近 藤 利 章 (長野市農業委員会東部地区調査会 会長) =欠席

◎説明のための出席者

都市整備部長	大 日 方 直 毅
都市計画課長	飯 島 章 弘
都市計画課主幹兼課長補佐	古 澤 潤
都市計画課課長補佐	長 谷 川 英 雄
都市計画課係長	外 山 平
都市計画課係長	中 澤 大 輔
都市計画課主査	高 山 大 輝
都市計画課技師	依 田 拓 巳
都市計画課技師	横 山 翔 太

◎事務局出席者

都市計画課主幹兼課長補佐	竹 内 昭 夫
都市計画課主事	宮 尾 楓 香

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから第 95 回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めます、都市計画課の竹内と申します。よろしく願いいたします。

初めに、本日の審議会は、公開となりますので、ご了承ください。傍聴されている皆様にお知らせいたします。審議会の会議中は、撮影や録音はご遠慮いただいております。ご了承ください。

会議に先立ちまして、定足数の確認を申し上げます。「長野市都市計画審議会条例」第 6 条第 2 項の規定によりまして、定足数は委員 20 名の過半数となっております。本日ご出席の委員は、現在 13 名でございますので、会議は成立となります。

なお、梅干野委員、寮委員、伊東委員、高見澤委員、小池委員、近藤委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

本日の進行については、お配りしております次第に従って進めて参りますが、その前に資料の確認をお願いいたします。本日の資料でございますが、先にお送りさせていただいた資料といたしまして、次第、資料 1、資料 2、資料 3、資料 4、資料 5、資料 6、資料 7、以上でございます。ご確認いただきまして、資料に不足がある方はお申し出をお願いいたします。それではお手元の次第に沿って進めて参ります。はじめに、都市整備部長の大日方からご挨拶を申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 委員の皆様方には、年度末を迎えお忙しいところ、本日の審議会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。また、日頃から当審議会をはじめ、長野市政についてご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。本日の審議会では、「都市計画道路の変更について」など、5 件の審議事項をご審議いただく予定でございます。また、長野市都市計画マスタープラン改定専門部会の検討状況について報告がございます。委員の皆様方のそれぞれのお立場から幅広いご見識により、忌憚ないご意見、ご助言をいただければ幸いと存じます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは議事に移りますが、その前にマイクの操作についてご説明をいたします。発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただきながらご発言をお願いいたします。またご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが消灯したことをご確認をお願いいたします。

○司会 それでは議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定によりまして、柳沢会長に議長をお願いいたします。

◎議事

○議長 皆様こんにちは。お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。次第のとおり、本日の審議案件は審議事項5件、その他として都市計画マスタープラン改定専門部会の報告がございます。皆様からご意見をいただきながら、実りのある会議にしたいと思いますので、議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本日の議事録の署名は、築山委員と酒井委員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議案1号 長野都市計画道路の変更について、及び議案2号 長野都市計画用途地域の変更については関連がありますので、一括で説明をしていただきます。事務局から内容の説明をお願いいたします。

議案1号 長野都市計画道路の変更について（市決定）

議案2号 長野都市計画用途地域の変更について（市決定）

○事務局 説明に先立ち、議案1号から議案5号までは、前回の第94回都市計画審議会において調査事項としてご説明している内容となりますが、本日議案としてご審議をお願いするにあたり、前回と内容重複しますが、改めてのご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは説明に入ります。私からは、議案1号 長野都市計画道路の変更及び議案2号 長野都市計画用途地域の変更について、議長から案内のありましたとおり、この二つの案件は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

まず、議案1号 長野都市計画道路の変更について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。表紙を1枚めくって頂き、資料1-1をご覧ください。都市計画道路3・5・49号塩崎中央線については、本都市計画区域において社会経済情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行った結果、廃止をするものです。同路線の廃止に伴い、都市計画道路3・5・78号上町中央線の一部変更も併せて行いますが、上町中央線については昭和60年に当初決定されており、車線数は都市計画に定められておりませんでした。平成10年の都市計画法の改正に基づき、車線数について定める旨の規定がされましたので、今回の変更に合わせて車線数を新たに決定するものです。

続いて、資料1-2をご覧ください。変更理由についてご説明します。まず都市計画道路の概要について、長野都市計画道路は現在102路線が計画決定されておりますが、必要性に変化が生じている都市計画道路について見直しを行うべき状況となっております。

このような中、整備未着手となっている路線について、平成16年から第1回目の都市計画道路の見直しに着手し、策定した見直し方針に基づき、平成29年までに関係路線の変更手続きを行っております。第2回目の都市計画道路の見直しは令和2年から着手し、令和6年10月に第2回都市計画道路見直し案を公表しております。この見直し案では、塩崎中央線をはじめ6路線が廃止候補路線に位置付けられております。今回の篠ノ井地区の1路線と、この後ご説明いたします松代地区の4路線について、前方のスクリーンにて位置関係をお示ししております。

続いて、3・5・49号塩崎中央線の廃止について、ご説明いたします。位置関係などはお手元の資料1-4の総括図、資料1-5の計画図や、前方スクリーンに投影した資料を参考にいただければと思います。塩崎中央線は、昭和37年に当初決定された幹線街路であり、現在計画延長2.49kmのうち0.42kmが整備済みであります。平成25年に策定した第1回都市計画道路見直し方針では、本路線は「変更検討」として引き続き整備または見直しの方針を検討する路線に位置付けられましたが、第2回目の都市計画道路の見直しでは3・5・75号塩崎東部線の存在により代替性が確保されていることに加え、塩崎東部線の整備に伴う周辺道路の交通量変化が小さかったことから、本路線を廃止路線に位置付けました。なお、継続検討候補に位置付けられている3・5・50号稲荷山（停）線との交点から3・5・78号上町中央線との交点まで、前方スクリーンでお示ししている青色の区間においては、上記2路線と一体となり塩崎東部線と稲荷山駅を結ぶ主要アクセス道路の一部となっておりますが、本区間が担う機能は、上町中央線に振り替えるものとします。続いて3・5・78号上町中央線について、本路線は塩崎東部線の計画決定と合わせて、昭和60年に当初決定された補助幹線街路であり、現在計画延長0.35kmのうち全線が未整備であります。本路線は、第1回および第2回目の都市計画道路の見直しにおいて、整備の有効性が低いものの、塩崎東部線と稲荷山駅を結ぶアクセス機能を有していることから、引き続き方向性を検討していく路線として位置付けられています。しかし、方向性の決定には時間を要するため、今回の変更では塩崎中央線の廃止に伴い、塩崎中央線の一部区間を上町中央線に追加する変更のみを行うこととします。以上が塩崎中央線および上町中央線の変更理由のご説明になります。

続いて、資料1-3をご覧ください。変更前と変更後の都市計画決定を対比した表です。資料1-3-1が変更前となり、資料1-3-2が変更後になります。先ほどご説明したように、塩崎中央線の廃止および、塩崎中央線の一部区間を上町中央線に追加する変更を長野市決定において行います。

資料1-4をご覧ください。塩崎中央線および上町中央線の位置関係を、総括図によりお示ししております。

資料1-5-1をご覧ください。都市計画道路の変更箇所を示した計画図の図郭割図になります。次ページの資料1-5-2から資料1-5-4まで、変更内容を計画図によりお示ししております。

最後に、資料1-6をご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要です。ご覧のとおり経

過で手続きを進めており、前回の審議会以降の動きとしては、12月5日に長野県知事に本協議の申し出をし、12月24日に「異存なし」と回答を頂きました。また、12月9日より案の縦覧を行い、意見書の提出はありませんでした。本日の長野市都市計画審議会にてご審議いただき、議決をいただきましたら、2月中の決定告示を予定しております。以上が議案1号長野都市計画道路の変更についてのご説明です。

続いて、議案2号 長野都市計画用途地域の変更について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。表紙を1枚めくって頂き、資料2-1をご覧ください。先ほどご説明しました都市計画道路塩崎中央線の廃止に伴い、都市計画用途地域の変更を併せて行うものです。前方のスクリーンに変更前と変更後が対比出来る資料を投影していますので、参考にさせていただければと思います。

資料2-2をご覧ください。変更理由について、ご説明いたします。前半は都市計画道路見直しについての記載で、こちらは先ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきます。用途地域の境界については、都市計画道路を基準に定めている箇所がありますが、都市計画道路の廃止に伴い、用途地域の境界が不明瞭になる箇所があるため、周辺の用途地域との連続性や調和、地区内の土地利用状況を勘案し、用途地域を変更するものです。変更面積としては、約1.2haとなり、第一種住居地域から第一種低層住居専用地域への変更となります。

資料2-3をご覧ください。変更前と変更後の新旧対照表です。用途地域の変更が生じるものについてのみ、変更前の面積を変更後の面積の上段に赤字のかっこ書きで記載をしております。今回の用途地域の変更に伴い、第一種低層住居専用地域の面積が約1,075haから約1,076haに、第一種住居地域の面積が約1,775haから約1,774haにそれぞれ変更となります。

資料2-4をご覧ください。用途地域の変更箇所を、総括図によりお示ししております。

資料2-5-1をご覧ください。用途地域の変更箇所を示した計画図の図郭割図になります。次ページの資料2-5-2にて、変更内容を計画図により、お示ししております。計画図内で赤い線で囲ってあります箇所が、元々の第一種住居地域から第一種低層住居専用地域に変更となります。

最後に、資料2-6をご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要です。地元説明会の開催はじめ、都市計画変更に係る手続きは先ほどの都市計画道路の変更と同時に進めましたので、いずれも同一の日付となっております。本日の審議会にてご審議いただき、議決をいただきましたら、こちらでも2月中の決定告示を予定しております。私からの説明は以上になります。

○事務局 続きまして、前回の第94回都市計画審議会にて、事前説明をいたしました際に、ご質問いただきました事項について、確認をいたしましたので回答いたします。前方のスクリーンをご覧ください。位置図右上の赤の丸でお示ししております箇所の交差点部に関するご質問で、将来の拡幅を見越して信号機がつけられているので、計画が廃止となった場合どうなるかというご質問をいただきました。位置図で信号の表示をしております交差点の区間については、都市計画道路の計画幅員で整備の方が完了しております。交差点付近では、

付加車線がつく計画となっておりましたので3車線分ありますが、②の写真のとおり、周辺道路状況に合わせて1車線分を締め切っている状況となります。道路が整備された当時は交差点部に信号が設置されておりましたが、令和2年に信号機が設置されました。当時は都市計画道路塩崎中央線の未整備区間の整備が未定であったことから、部分的な交差点改良を行い、現況の交差点に合わせる形で信号がつけられました。信号機設置時に行った公安委員会との交差点協議により、交差点部巻き込み部分に車止めの設置や、区画線による誘導を行うなど、安全対策が施されて現在まで支障なく運用されております。塩崎中央線の廃止により都市計画道路としての整備が行われないため、締め切っている車線については現状のままとなりますが、設置されている防護柵などについては、道路管理者により今後も維持管理が行われます。道路管理者に確認をしたところ、これまでに地元から交差点部分のさらなる整備要望や道路の改良要望は出ていないということです。当面は現状のままということになりますが、要望があれば、都度検討した上で必要な対応をしていくとのこと。前回の質問に対する補足の説明は、以上となります。

○議長 この議案は、前回調査事項ということで、事務局の方から説明していただきました。それについていくつか質問が出ましたが、議案第1号について、今ご説明のとおり安全面で支障がないことを確認されていること。それから、担当課で今後も管理を行います。地元から要望があれば対応するというところでございます。

また議案2号については、都市計画課で既存不適格になる物件については個別訪問で説明するという丁寧な対応をしていただきまして、いずれも地元からの反対意見は出ておりません。また、県知事からも異存なしという回答をいただいております。このことについては前回は確認していただいております。ただいま事務局の方からご説明がありましたが、ご意見ご質問などありましたら、挙手をお願いいたします。

前回確認をしていただいて質問にも答えていただきましたし、安全面については、この図で説明していただいたので、特に問題はないかと思いますが、よろしいでしょうか。何かご意見なければ、議案第1号、第2号の採決を行いたいと思います。

○議長 本採決は、挙手による方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○委員 異議なし。

○議長 では、挙手による採決を行います、議案1号に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

全員賛成ですので、議案1号は、原案どおり決定します。

○議長 続きまして、議案2号の採決を行います。議案2号に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

全員賛成ですので、議案2号は、原案どおり決定します。

議案3号 長野都市計画道路の変更について

議案4号 長野都市計画用途地域の変更について

議案5号 長野都市計画 特別用途地区の変更について

○議長 続いて、議案3号 長野都市計画道路の変更について、議案4号 長野都市計画用途地域の変更について、及び議案5号 長野都市計画特別用途地区の変更については関連がありますので、一括で説明をしていただきます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案3号 長野都市計画道路の変更、議案4号 長野都市計画用途地域の変更及び、議案5号 長野都市計画特別用途地区の変更について、議長から案内のありましたとおり、これらの案件は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

まず議案3号 長野都市計画道路の変更について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。表紙を1枚めくって頂き、資料3-1をご覧ください。都市計画道路3・3・56号真田線ほか3路線の変更及び、都市計画道路3・5・67号西寺尾象山線については、本都市計画区域において社会経済情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行った結果、廃止をするものです。都市計画道路3・4・61号松代（停）線、3・5・62号海津西条線及び3・4・63号松代中央線については、昭和41年に当初決定されており、車線数については、都市計画に定められておりませんでした。平成10年の都市計画法の改正に基づき、車線数について定める旨の規定がされましたので、今回の変更に合わせて、車線数を新たに決定するものです。

続いて、資料3-2をご覧ください。変更理由についてご説明いたします。都市計画道路の概要については、議案1号でご説明しておりますので割愛させていただきます。都市計画道路の位置関係は、資料3-4の総括図、資料3-5の計画図や前方のスクリーンに投影した資料を参考にいただければと思いますので、ご覧の資料3-2と併せてご確認ください。3・4・61号松代（停）線、3・5・62号海津西条線、3・4・63号松代中央線の変更及び、3・5・67号西寺尾象山線の廃止について、ご説明いたします。本4路線は、松代地区の交通の円滑化と発展に資する道路として、昭和41年に当初決定された補助幹線街路であります。令和4年に真田線が全線整備されて以降に行った第2回都市計画道路の見直しでは、真田線の整備に伴う周辺道路の交通量変化が小さかったことに加え、歴史的環境保全の観点で課題があることや現道が活用可能なこと、代替路が存在することから、松代（停）線、海津西条線、松代中央線については、区間の一部を廃止候補に、西寺尾象山線については、全区間を廃止候補に位置付けました。

続いて、3・3・56号真田線の変更について、ご説明いたします。本路線は、既に整備され、令和4年に開通しております。今回の変更は松代（停）線ほか3路線を廃止することに伴い、廃止路線との交差部における隅切りを削除するものです。本路線は、隅切部分を除き、全線改良済みであることから、今回は隅切部の削除のみ行います。なお、本路線の隅切り部の都市計画変更は本来県決定で行いますが、県との事前協議のうえ、隅切り部の決定に係る起因者が都市計画決定するものと決まったため、市決定で行うものです。以上が真田線ほか

4路線の変更理由のご説明になります。

資料 3-3 をご覧ください。変更前と変更後の都市計画決定を対比した表です。資料 3-3-1 が変更前となり、資料 3-3-2 が変更後になります。変更箇所は赤字でお示ししています。計画の変更に伴い、位置、区域の延長及び構造が一部変更になります。また、真田線及び海津西条線については、今回の変更に合わせて起点を現在の地名に変更します。

資料 3-4 をご覧ください。真田線ほか4路線の位置関係を、総括図によりお示ししております。資料 3-5-1 をご覧ください。都市計画道路の変更箇所を示した計画図の図郭割図になります。次ページの資料 3-5-2 から資料 3-5-12 まで、変更内容を計画図によりお示しております。

最後のページの資料 3-6 をご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要です。ご覧のとおり経過で手続きを進めており、前回の審議会以降の動きとしては、12月5日に長野県知事に本協議の申し出を行い、12月24日付けで「異存なし」と回答を頂きました。また、12月9日より案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。本日の長野市都市計画審議会にてご審議いただき、議決をいただきましたら、2月中の決定告示を予定しております。以上が議案3号 長野都市計画道路の変更についてのご説明です。

続いて、議案4号 長野都市計画用途地域の変更について、ご説明いたします。表紙を1枚めくって頂き、資料 4-1 をご覧ください。先ほどご説明しました、都市計画道路の廃止に伴い用途地域の変更を併せて行うものです。なお、今回の用途地域の変更では、都市計画道路に関連するところを主として変更しますが、長野電鉄屋代線の廃止や松代地区の中心部を縦断するように計画されていた都市計画道路真田線の現整備位置への変更に伴う用途地域の変更及び土地利用状況に合わせて、用途地域を変更する箇所もあります。前方のスクリーンに、変更前と変更後が対比出来る資料を投影していますので、ご確認ください。

続いて、資料 4-2 をご覧ください。変更理由についてご説明いたします。前半は都市計画道路見直しについての記載で、こちらは先ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきます。用途地域の境界については、都市計画道路を基準に定めている箇所があり、都市計画道路の廃止に伴い、用途地域の境界が不明瞭になる箇所があります。また、平成24年に廃線となった長野電鉄屋代線沿いや平成13年以前の都市計画道路3・3・56号真田線を基準とした用途地域の形状となっている箇所があるなど、現況の土地利用と指定されている用途地域が整合していない箇所もあります。このような状況から、周辺の用途地域との連続性や調和、地区内の土地利用状況を勘案し、用途地域を変更するものです。変更面積は、ご覧のとおり、合計約14.6haとなります。

続いて、資料 4-3 をご覧ください。変更前と変更後の新旧対照表です。用途地域の変更が生じるものについてのみ、変更前の面積を変更後の面積の上段に赤字のかっこ書きで記載しております。今回の用途地域の変更に伴い、第一種低層住居専用地域の面積が約1,075haから約1,071haに、第一種住居地域の面積が約1,775haから約1,776haに、準工業地域の面積が約646haから約649haにそれぞれ変更となります。

資料 4-4 をご覧ください。用途地域の変更箇所を、総括図によりお示ししております。

資料 4-5-1 をご覧ください。用途地域の変更箇所を示した計画図の図郭割図になります。次ページの資料 4-5-2 及び 4-5-3 にて、変更内容を計画図により、お示ししております。

最後に、資料 4-6 をご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要です。地元説明会の開催をはじめ、都市計画手続きは先ほどの都市計画道路の変更と同時に進めましたので、いずれも同一の日付となっております。本日の審議会にてご審議いただき、議決をいただきましたら、こちらも2月中の決定告示を予定しております。以上が議案4号 長野都市計画用途地域の変更についてのご説明です。

続いて、議案5号 長野都市計画特別用途地区の変更について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。表紙を1枚めくって頂き、資料5-1をご覧ください。先ほどご説明しました用途地域の変更に伴い、特別用途地区の変更を併せて行うものです。

続いて、資料5-2をご覧ください。変更理由についてご説明いたします。本市では、中心市街地の賑わいや活性化を促し、商業・業務機能等の回復・強化を図るなど、本市の都市の将来像を実現するために準工業地域の全てについて、特別用途地区の大規模集客施設制限地区に指定し、大規模集客施設の立地を制限しています。今回、用途地域を第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域から準工業地域へ変更する区域があることから、特別用途地区も併せて変更するものです。変更後の面積は約649haとなります。

続いて、資料5-3をご覧ください。変更前と変更後の新旧対照表です。変更前の面積を変更後の面積の上段に赤字のかっこ書きで記載をしております。特別用途地区の面積が約646haから約649haに変更となります。

資料5-4をご覧ください。特別用途地区の変更箇所を、総括図によりお示ししております。

資料5-5-1をご覧ください。特別用途地区の変更箇所を示した計画図の図郭割図になります。次ページの資料5-5-2にて、変更内容を計画図によりお示ししております。

最後に、資料5-6をご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要です。地元説明会の開催をはじめ都市計画手続きは、先ほどの都市計画道路及び用途地域の変更と同時に進めましたので、いずれも同一の日付となっております。本日の審議会にてご審議いただき、議決をいただきましたら、こちらも2月中の決定告示を予定しております。私からの説明は以上になります。

○事務局 続きまして、前回の審議会事前説明をさせていただいた際にご質問いただきました事項について、確認しましたので回答いたします。前方のスクリーンをご覧ください。位置図中央の赤の丸でお示ししています箇所について、こちらは都市計画道路松代中央線ですが、計画が廃止となった場合でも歩道整備事業は続けられるのでしょうかといったご質問をいただきました。現状の説明になりますが、①の写真の箇所は、真田線の東条小学校西の交差点から東の区間を映している写真になります。交差点から東に向かって約100メートルの区間は、歩道が整備されております。その先の②の区間約150メートルの区間は、歩道がなく、グリーンベルトが設置されている状況です。③の区間は歩道が整備されている

状況となっております。①の区間の歩道と②のグリーンベルトの区間については、都市計画道路真田線が整備されたことに合わせて整備がされました。②の歩道未整備区間の歩道整備については、現在地元からの歩道整備要望が出ておらず、道路管理者からも現時点では歩道整備の予定はないとの回答がありました。今後要望があれば、検討した上で必要な対応をしていくとのことでした。前回の質問に対する補足の説明は以上です。

○議長 ご説明ありがとうございました。ただいま第3号、第4号、第5号の議案については前回の審議会で調査事項ということでご説明をいただき、いくつか質問が出ましたが、ご回答いただいたとおりでございます。1つは、沿線住民の方に通知を行い、今回建築規制に関連する53条の規制を外すことを明記した通知を行い、特に反対意見なかったとのことでした。それから今示していただいたとおり、歩道整備については今のところ地元から要望はなく、要望が出たところで対応するというご説明をいただきました。また、第3号、第4号、第5号議案について、地元からの反対意見は特になく、県からも異存なしということでご回答いただいているものでございます。何かご質問或いはご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。前回ご質問、ご回答いただきまして、再度詳細に説明いただいたとおりでございます。本採決は、挙手による方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○委員 異議なし。

○議長 では、挙手による採決を行います。議案3号に賛成の委員は、挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案3号は、原案どおり決定します。

○議長 続きまして、議案4号の採決を行います。議案4号に賛成の委員は、挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案4号は、原案どおり決定します。

○議長 続きまして、議案5号の採決を行います。議案5号に賛成の委員は、挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案5号は、原案どおり決定します。

都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について

○議長 続いて、その他 都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局 その他事項「都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について」ご説明します。前回の都市計画審議会では、都市計画マスタープラン改定専門部会の進捗状況について、昨年7月に実施したアンケート調査の結果のご報告と、市民の方と直接、意見交換する場として、市内全32地区で実施する懇談会の開催方法をご説明しました。

本日は、専門部会で検討を重ねてきた都市計画マスタープランの前半部分にあたる全体構

想について中間報告をさせていただきます。それでは、資料6のシート2をご覧ください。専門部会におけるこれまでの検討経過について、ご報告します。令和6年度末に第1回専門部会を開催し、スケジュールの確認などを行いました。第2回と第3回の専門部会では、市民意識調査として、アンケート調査の内容を検討いただきました。第4回の専門部会では、アンケート調査の結果報告とマスタープランの全体構想の導入として改定の方向性に関することを議論いただきました。第5回と第6回の専門部会では、マスタープランの全体構想のたたき台に対して、検討をいただきました。また、庁内全体への検討過程の報告や関係部局へ意見照会を実施しており、調整・連携を図りながら検討を進めております。今後は、本日いただいた意見を反映しながら、第7回から第10回までの専門部会で、都市計画マスタープランと立地適正化計画の素案をとりまとめたいと考えています。その後、パブリックコメントなどを実施し、令和9年4月の公表を予定しております。

続いて、シート3をお願いします。都市計画マスタープランの構成案について、ご説明します。「序 はじめに」では、計画概要、計画範囲や期間、市や都市計画の沿革など、マスタープラン改定的前提条件となる内容を記載しています。「第1編 全体構想」では、市全体に関する都市づくりの方針を示しています。第1章にて長野市の都市の特徴と課題認識、第2章で都市づくりの理念・目標、第3章では今後、目指す都市構造、第4章では目指す都市構造を実現するための土地利用の方針、第5章では6つの分野からまちづくりの方針を示しています。後ほどご説明しますが、第5章の5経済活動等に関する方針と6脱炭素や省エネルギーに関する方針は、今回の改定で新たに追加する項目です。「第2編 地域別構想」では、全体構想を踏まえた地域ごとのまちづくりの方向性を示します。市内を地勢や土地利用状況などに応じて10地域に分類し、地域ごとにまちづくり構想を描きます。「第3編 都市計画マスタープランの実現に向けて」では、マスタープランに描いたまちづくりの実現に向けて、まちづくり推進の連携・協働体制などについて記載します。このうち本日は、計画の前半部分にあたる「全体構想」について、中間報告させていただきます。

ここで、資料7をご覧ください。なお、この資料は、昨年12月に開催した第6回専門部会と同じ内容をお示ししており、当日部会からいただいた意見は未反映です。いただいた意見については、後ほどご説明します。第7回部会には、第6回部会でいただいた意見と本日の審議会でもいただいた意見を反映させた素案をお示しし、マスタープランの全体構想を概ね固めたいと考えております。ページ数が多く、時間の都合もあるため、要点となる箇所について、説明させていただきます。

それでは、目次をご覧ください。本日は、左ページの全体構想の部分をお話しさせていただきます。1ページをご覧ください。1ページから8ページは、「序 はじめに」として、マスタープラン改定的前提となる事柄を記載しています。「第1章 改定にあたって」では、マスタープランの概要、改定の背景、計画範囲と目標年次及び立地適正化計画の概要に関する事項を、「第2章 長野市の概要」では、地勢、市や都市計画の沿革に関する事項を記載しています。

3ページをご覧ください。マスタープランの計画範囲は、都市計画を定めることのできる都市計画区域内を基本としつつ、都市部と中山間地域が近接する本市の特性を踏まえて、市全体を計画範囲とします。目標年次は、概ね20年後の将来を見据えつつ、概ね10年後の令和18年を中間目標とし改定することとします。

次に、12ページをご覧ください。12ページ以降は、「第1編 全体構想」のパートとなります。12ページには、第1編と第2編の計画構成図を記載しております。

13ページをご覧ください。13ページから26ページでは、「第1章 都市の特徴」として、本市の都市としての特徴と今後のまちづくりに向けて認識すべき課題を整理しています。13ページと14ページでは、今回の改定で新たに設けた内容で、長野市の強みやポテンシャルを整理しています。これまで育まれてきた歴史や文化に根差したまちの魅力があること、新幹線など広域交通の結節点としての利便性が良いこと、都市と自然環境が近接しており都市の利便性と自然環境の豊かさを同時に享受できることなどを、長野市の強みやポテンシャルと捉え、今後のまちづくりを進めてまいります。

15ページ以降は、人口動態と分布、市街地拡大の状況、移動手段の動向など様々な視点から、長野市の都市としての特徴を整理しています。

25ページと26ページでは、本市の特徴を踏まえ、今後のまちづくりに向けて認識すべき課題を、8つの観点から整理しております。

27ページと28ページをご覧ください。「第2章 都市づくりの理念・目標」として、ご覧いただいている理念と目標のもと、マスタープランを改定したいと考えております。

29ページをご覧ください。29ページから34ページでは、「第3章 目指す都市構造」として、都市づくりの理念・目標を踏まえ、本市が今後目指していく都市構造を示しています。

29ページでは集約型都市構造を目指す理由、30ページでは集約型都市構造のイメージを表しています。34ページでは、拠点、軸、ゾーンの要素から本市の目指す都市構造を示しています。拠点とは、コンパクトな都市の実現に向けて、多様な都市機能や居住が集積した都市活動や生活の核となる場所です。軸とは、人やモノの移動を担う公共交通や幹線道路を主とした移動のネットワークです。ゾーンとは、その場所に応じた土地利用の方針を定めたゾーニングです。拠点として、長野駅から善光寺周辺までの中心市街地を広域都市拠点、北長野、篠ノ井、松代を都市拠点に位置付けております。移動軸としては、新幹線・鉄道や高速道路などによる移動を広域連携軸、各都市拠点を繋ぐ鉄道や幹線道路を利用した移動を都市内連携軸、生活拠点や生活中心地と都市拠点の間を、幹線道路を利用した移動で繋ぐ地域内連携軸に位置付けています。ゾーンとして、現在の区域区分や用途地域などを基本に、人口密度を確保するゾーン、里山を守るゾーンなど、地域特性に応じた土地利用を推進してまいります。

35ページをご覧ください。35ページから46ページでは、「第4章 土地利用の方針」として、市の都市的な土地利用の方針を示しています。37ページの土地利用区分ごとのイメージ図は、市街地中心部から山間地域までの土地利用のグラデーションを示しており、39ページ

から 44 ページで、各土地利用区分の方針を記載しております。なお、現時点では写真ですが、最終的には、お示ししているアングルと記載した要素から構成されるイメージイラストを描く予定です。

47 ページをご覧ください。47 ページから 79 ページは、「第 5 章 分野別の方針」として、6 つの分野の観点から、まちづくりの方向性を示しております。具体的には、交通体系、自然環境保全とまちなかの緑、景観づくり、都市防災、都市計画の視点から経済活動等に関する方針、脱炭素や省エネルギーの分野を記載しております。各分野の構成として、現状と趨勢、目指す 20 年後の姿を整理した上で、基本方針、それを踏まえた整備方針の順に記載しております。各分野の現状の整理の部分には、市民意識調査として実施したアンケート調査の結果を活用しております。また、自動運転などのモビリティ革命、AI や IoT などの新技術の活用など、分野横断的な要素を各所に記載しており、分野間の結びつきを感じ取れる内容としています。

ここで、6 つの分野について、順番にご説明します。47 ページから 57 ページでは、交通体系の方針として、道路整備、中心市街地における歩行者中心のまちづくり、公共交通について、方向性を示しています。本市のマスタープランならではの内容として、52 ページと 53 ページに記載しているまちなかにおける歩行者中心のまちづくりがあります。職住が近接した歩いて暮らさせる生活圏の形成に向けて、まちなか居住と多様な都市機能の更なる集積を進めていきます。なお、公共交通に関する記載事項は、同時期に改定される地域公共交通計画の内容を踏まえ、今後調整を図ってまいります。

58 ページから 62 ページでは、自然環境保全とまちなかの緑の方針として、長野市ならではの分野として、自然環境の保全と都市との調和について方向性を示しています。

63 ページから 67 ページでは、景観づくりの方針として、善光寺周辺、松代地区、戸隠地区などの地域資源を活かした景観形成から里山の景観保全まで、本市らしい景観づくりの方向性を示しています。今回の改定では新たに、歴史的な風致を活かしたまちづくりや、それらの地域資源を活用し来街者の交流や滞在を促すことで、観光や地域振興につなげていく方向性を新たに示しています。

68 ページから 73 ページでは、都市防災の方針として、自然災害に対して安全安心なまちの実現に向けた方向性を示しています。今回の改定では新たに、流域治水や立地適正化計画と連携した防災まちづくりを推進していくことを位置付けています。

74 ページから 77 ページでは、経済活動等に関する方針として、従来の都市計画の枠組みに留まらず、将来に向けた投資をするという観点から、今回の改定で新たに追加した分野です。本市の「稼ぐ力」を高め、地域経済の再生と持続的な成長を支える都市づくりを進めていきます。産業に関する方針としては、産業立地、業務・オフィス機能の集積、商業施設等の適切な配置、観光業や農林業の振興の視点から、スポーツ、文化・芸術に関する方針としては、スポーツを軸としたまちづくり、本市ならではの文化活動を活かしたまちづくりの視点から、方向性を示しています。

78 ページと 79 ページでは、脱炭素や省エネルギーの方針として、今回の改定で新たに、環境負荷の少ない低炭素・循環型都市の形成に向けた方向性を示す分野を追加しました。駆け足での説明になりましたが、資料 7 の説明は以上です。

ここで、再び資料 6 をご覧ください。シート 4 をお願いします。昨年 12 月に開催した第 6 回部会でいただいた主な意見について、ご報告させていただきます。資料 6 の 12 ページの計画構成図について、「都市の特徴～課題認識～理念・目標～目指す都市構造という、一連の関係性が分かるような見せ方にした方が良い。」と意見をいただきました。28 ページの都市づくりの目標については、「どの課題を受けているか、どの分野別の方針へ繋がっているか、表現されていると分かりやすい。」とのご指摘をいただきました。29、30 ページの目指す都市構造のイメージ図について、「今後の都市計画の方向性を示すものになるため、重要なページである。30 ページの図は、都市構造を何となく機械的に図化しただけのように感じるため、集約型都市構造とはどういうもので、それぞれのゾーンでどういう暮らしを想定しているのかを示せると良い」と意見をいただきました。78、79 ページの「脱炭素や省エネルギーの方針」の分野では、「この分野だけ他の分別方針に比べ記載内容が薄いと感じる。」との意見をいただきました。また、全体を通して、「将来を見据えた計画であるため、自動運転、DX 化、AI、IoT など技術革新に関する記載を増やした方が良いと思う。技術革新に関する記載をすることで、分野横断的な視点を示すことができると考える。」とご指摘をいただきました。これらについては、表の中の「修正方針」に記載のとおり、第 7 回部会に向けて修正し、ご提示する予定です。

シート 5 をお願いします。最後に、今後の改定スケジュールについて、ご説明させていただきます。昨年 12 月から今年の 2 月にかけて、市内の全 32 地区で地域別懇談会を開催している最中です。これまで開催した懇談会でいただいた意見の一部ですが、中心市街地の中の地区では、来街者の消費行動を促し稼げる都市を目指す必要がある、市街地周辺の地区では、地域コミュニティ維持の課題など各地区の状況に応じたさまざまな意見をいただいております。懇談会の内容は、次回の審議会でご報告させていただきます。マスタープランの全体構想については、本日の審議会でもいただいた意見などを反映の上、2 月 19 日の第 7 回の専門部会にて、内容を概ね確定させたいと考えております。マスタープランの後半部分の地域別構想と立地適正化計画については、第 10 回までの専門部会で、素案作成に向けた検討を進めてまいります。本審議会へは、次回第 96 回にて地域別懇談会の報告と改定作業の進捗状況をご説明させていただき、次々回第 97 回に都市計画マスタープランと立地適正化計画の素案をご説明の上、令和 8 年 8 月頃に素案のとりまとめを予定しております。素案作成後は、パブリックコメントや地域別懇談会の相手先である住民自治協議会への意見聴取などを、市民の皆様の声幅広くお聞きしながら、計画をブラッシュアップさせ、令和 9 年 4 月に両計画の公表を予定しております。説明は以上となります。

○議長 ありがとうございます。事務局の方で、現在地域別構想に向けて地域に入って意見交換をさせていただいてるということで、非常にご苦労かと思いますが、よろしく

お願いいたします。地域別構想については、次回以降内容を整理したものを示していただければということでございます。今回は全体構想が中心になりますが、中間報告ということで、このような形で計画をつくっていきますということを示していただきました。長野市域は市街地平たん地から中山間地までかなり面積も広く、県内の自治体では2番目に広いぐらいの、平たん地、中山間地で生活形態もかなり異なるような状況の中で、これを何とかまとめていこうということを示していただきました。

大きく見ると理念、目標が都市計画マスタープラン、より具体化高度化の立地適正化計画にも繋がってくるものですが、理念目標をこのように構成していただいています。それから、それに基づいて目指すべき都市構造ということで第3章説明をしていただいています。これも部会でいただいた意見も反映させてブラッシュアップしていくわけですが、現在の状況を示していただいております。もちろん都市計画ですので、土地利用はどうするかということがメインになっていきます。この広い市域の中、どのような投資、土地利用していったらいいのかということ、第4章で説明をしていただきます。また、都市計画はいろんな分野が関連してきますので、1から6までの項目で、分野別の方針を示していただいています。もちろんこちらも現在の中間報告ということでございます。新たに経済活動、それから脱炭素や省エネルギーの方針ということで、これが新たに追加されたものということになってきます。何かお気づきの点或いはご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員 今回中間報告ということですが、都市マスということですので20年間、これから長野市をどのようにしていくかということで、一方で国とすれば、コンパクト・プラス・ネットワークというような形で立地適正化計画も進めてきたという形です。コンパクトな形で都市構造をつくっていくことの中の1つの要とすれば、この資料の中で21、20ページにありました。一方で、高密度な土地利用をつくっていくこと、かつ公共交通を中心とした移動手段によって支えられていく都市構造をつくっていくこと、これが非常に重要であります。そういうことで環境負荷の低減或いは社会的な包摂を推進していくことがこのコンパクトシティの中にあるんじゃないかなと思います。

最初の1ページのところに、関連する上位計画或いは関連計画という話が出て参りました。色々計画が出ているわけですが、ここに出ておりませんが、長野市は2021年にスマートシティNAGANO基本計画をつくっておられると思います。スマートシティというのは、まさにこの公共交通の関係があるのではないかなと思いますが、3つの戦略として、ストロングなシティ、それからシームレス、スタイリッシュだったと思いますが、シームレスは誰もが安全安心で、快適な移動ができるまちということを謳っていたと思います。ということで、地方公共交通計画というものを細かくつくっていかれると思います。その部分はネットワークの部分はかなり重要なのかなというふうに思っております。

そこで少し質問ですが、22ページに人口集積と公共交通の現状というご紹介がありまして、基幹的な公共交通、これは鉄道駅から800m圏内、運行本数が片道30本以上/日、というものの。国の基準で言うと、人口カバー率が40.7%と出ております。中核市でいうと、大体ほぼ

ほぼこの40%ぐらいなのかと思いますが、政令指定都市だと70%ぐらい、全国平均的は55%ぐらいで、40%というのは、先ほど会長からもお話がありました、中山間地など非常に広い市域を抱えている長野市とすれば、この40%を保つのはなかなか大変なのかなというふうに思っていました。

その中で、今回の40%のデータというのは、この基幹的な公共交通についてのデータでございませう。一方で、長野市では、例えばコミュニティバスや市民バスのようなかたちで、それをカバーしてることがございませう。こういう公共交通圏域の人口カバー率も、できればデータとして出していただくと、非常にわかりやすいのかなと。この基幹的な公共交通40.7%と言うと6割は公共交通にアクセスできていないという印象を受けてしまいます。そうではなくて、かなり細かな、コミュニティバスなどを運営しているという部分があります。たまたま本学の卒業論文の報告が昨日あり、大町市ですとふれあいバスが走っており、87%だと学生が話しており、長野市もそのような形で細かな対応をされてるんだろうなというふうに思いましたので、この基幹的な公共交通だけではなくて、そのような細かな、基幹とかだとかなりしっかりとしたものですけども、例えば1日バス往復8本というデータ、カバーしている割合がどれぐらいあるのかといったようなことなんかも、データとしていただくと、そのネットワークが実際としてどのような形で担保されていて、そしてしっかりとコンパクトシティにつなげていけるようなことができてくるのかどうかということが、判断できるのかなと思った次第です。

それをどのような形でまたスマートシティNAGANO構想と繋げながら、誰もが安全安心で快適な移動できるようなまちを、スマートなまちをつくっていくのかということを入れていただくと、ありがたいかなと思いました。先ほど、新しいものとしてIoTだとか自動運転みたいな話もありましたけど、まさにMa a S（モビリティアズアサービス）のようなものを今後どのような形で考えておられるのか、学生とすれば非常に公共交通のことを気にしておりますので、そのようなことも含めて入れていただくと非常にありがたいかなというふうに思いました。以上です。

○議長 それでは事務局の方からコメント等あればよろしくお願いたします。

○事務局 ご意見ありがとうございました。今のお話を伺って、要点は大きく2つあると思います。1つ目が公共交通のカバー率で、今は鉄道と1日片道30本以上ある基幹的なサービス水準のバス停から拾っておりますが、中山間地域にはコミュニティバスなどがありますし、そういったものも含めてカバー率を把握してはというご意見が1つだと思います。それからもう1点が、シームレスな移動、いわゆるMa a Sなどについてです。長野市ではスマートシティ計画もつくっておりますので、その辺りとの連携を図っていただきたいという、大きくこのような意見だったかと思えます。

1点目のカバー率については、現在も地域公共交通計画の方では、サービス水準によらず、公共交通にアクセスできるこの人口のカバー率というのを出しております。引き続き、次期計画においてもそういったところは地域公共交通計画の中で詳細に考えていく、と思ってお

ります。都市マスでこういった記載にさせていただいている趣旨としては、コンパクト・プラス・ネットワークで、ネットワークの部分を担当するためには、ある程度サービス水準がないと使っていただけない、それから利便性が悪いというところもあります。また、計画のそれぞれの分担等もございます。そういった理由から、ここでは基幹的な公共交通のカバー率を出しているという形になります。それから2点目の、シームレスに誰もが移動しやすい社会をつくるということに関しては、庁内的に連携していく部分ですとか、それから技術革新を使っていくという部分がございますと思いますので、それについてはきちんと記載していくという方向で考えて参りたいと考えております。以上になります。

○委員 ありがとうございました。

○議長 その他よろしいですか。

○委員 いただいた資料6にありますように、12月17日に行った専門部会で出た意見のうち、29ページ30ページについてご指摘していただいている方がいると思うんですけども、これに結構近いところですが、このマスタープランを全部読み込んでいくと、将来の10年後20年後の長野市のイメージが非常に湧きやすくワクワクはしてくるんですが、やはりどうしてもこの計画書、紙になってしまうと、なかなか伝わりにくい部分があります。特に30ページの図に関して、将来の長野市がこうなっていくというような未来図みたいなものを、この30ページにアニメなども駆使したりして、ここには建物や道路、電車などの絵しか入っていませんが、ここに人々の暮らしなども入れたような、1枚で長野市の将来がこうなっていくという見せ方がマスタープランの中に入ってくると、これを目指していくためのそれぞれの分野の説明が入るような、そういった画像やアニメーション技術も入れたような、マスタープランになると、それをもとに話ができる、未来が語れるという意味では面白いかなと思っています。令和9年以降の公表になるので、それに向けてまたこういったもの、見ただ目でわかる部分を充実させて欲しいなというのが1つ。もう1つ、もっと踏み込んでいくと、将来の長野市で暮らすとこういう感じになりますよ、といったようなプロモーション動画のようなものも併せてつくれたら、わかりやすいのではないかなと思っています。それは各年代別ですかね。子供たちから、働き盛りの皆さんからお年寄りまでの視点で、将来20年後の長野市での暮らしはこんなふうになり便利になるよということを、表現できるような動画ですとか、もしくはこれから長野に移住したいと思う人たちが、長野の暮らしはこうなんだなということを、山とまちの関係性なども踏まえた視点で、マスタープランのこの要素の中に、動画に落とし込めたら、そのままプロモーションにもなるし、未来の長野市のわかりやすい映像になるのかなと思っています。もし時間と予算があるのであれば、そのようなこともご検討いただけたら、素晴らしいマスタープランをつくって終わりにしないという意味では、みんなで共有して、それにめがけて一緒に頑張っていきましょうという雰囲気になるのかなというふうに思って読ませていただきました。もしよろしければそんなこともご検討いただければと思います。

○議長 マスタープランの充実に向けた、コメントだと思いますけれども、何かご

返答あればよろしく申し上げます。

○事務局 貴重なアイデアとご意見ありがとうございます。計画はつくって終わりではなくて、つくった後にみんなで共有して、実行に向けて動いていくためのものですので、そこは大切な視点であると思います。

委員さんから、大きく2つ視点いただいたかと思っております。1つ目の、資料6の30ページの都市構造図については、現行計画のものを継承したような図になってはいますが、こちらについては部会の委員からも、このポンチ絵の中に、例えば善光寺や松代の文化的な建物の記載や或いはそこに人の営みがあると、ぐっと長野らしいものになるよねという意見をいただけてまして、事務局もそういった方向で、現在第7回の部会に向けて修正を進めてるところです。また審議会にもご報告したいと思いますが、基本的には委員におっしゃっていただいた方向で修正を検討しているところです。

2点目のシティプロモーションですとか、長野市のPR動画に関しては、都市計画や土地利用だけでは拾えない、すごく広いものになると思います。ですので、そこについては移住関係の課などありますので、そちらと調整しながら検討していく形になるかなと思います。以上です。

○議長 その他いかがでしょうか。

○委員 74ページに、経済活動等に関する現状と趨勢、20年後の姿が書いてありますが、この中に新しい動脈の変更、今もうすでに進んでおりますが、五輪大橋が12月に無料化になったりとか、大豆島から東バイパスがずっと抜けたりとか、あの周辺の道路整備がどんどん進んでいます。ここにインバウンドを含む観光客の話とスポーツ振興の話が出ています。いろんな各地の都市に行くと、アリーナが公共交通機関の近くにありますが、長野の場合は、残念なことに非常に離れたところにあります。もうすでににぎわいはできているのですが、交通のインフラが非常に悪いために集客ができないとか、来たお客様をもてなすような施設が全くないんですね。せっかくスポーツの振興をしても、そういったインフラ、施設がなければ、来た人がその1ヶ所に来て帰ってしまう。何の経済効果も出てこないということになっているので、そこも含めて20年後の姿と言っているのですが、もうすでに現在そういう姿になりつつあるので、とにかくスピードアップをしていただいて、そういった改善も含めて何ができるかということ、我々事業者も含めて、民間の企業とも話し合いをさせていただいて、いろんな形で先に進めるように。五輪大橋が無料化になっても、橋はまだ2車線の話になりませんよね。おそらく渋滞が起きるとか、色んなことが起きると思います。そういったことの緩和にも、駐車場の問題だとか、周りの施設の問題を考えていかないといけないときが目前に迫っていると思っています。20年後はどうなっているかということも、もちろんそうなのですが、20年経つ前に手を打つべきことが非常にたくさんあるんだろうなというふうに感じてます。そこも含めて、お考えがあればぜひお聞きしたいと思います。

○事務局 ご意見ありがとうございます。今、委員さんがおっしゃられたように、五輪大橋が今年の12月で無料化されます。それから外環状線ですけれども、エムウェーブのあ

たり。それから若穂にスマートインターができたり、落合橋の架け替えが進められていったり、そのような土木事業の中で交通の流れも変わっていくと思います。それから長野市は、例えばホワイトリンク、エムウェーブなど、そういった施設をつなぐ外環状線や五輪大橋といったような、いわゆる既存のストック、これらの資源が非常に揃っていると思います。今後はこれらの既存ストックにきちんとアクセスして、それを資産として生かしていくという視点がすごく大切だと思っております。それに関しては、今回の都市マスのまさにこの章の中でも、文章ではあります但し方向性を記載させていただいているところですので、市としてもそのような認識のもと、既存のストック、道路とか、スポーツ施設をきちんと活用して、それを経済とかにぎわいに波及させていきたいと考えております。以上になります。

○議長 その他いかがでしょう。これまだ中間報告でございます。また確認をしていただいて、お気づきの点、或いはアイデア等ありましたら事務局の方にお知らせいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

それでは議事をこれで終了させていただきたいと思っております。その他の委員の皆様方から何かございますでしょうか。

○委員 今回の議事と関係ないのですが、私は中央警察署の署長の代理として都市計画審議会へ来ているのですが、都市計画審議会だけ警察関係者は中央警察署しか来ていません。例えば、地域公共交通会議などは長野南警察署の代表と中央警察署の代表と2名出ています。今回の議案も、ほぼ長野中央警察署は全く関係ないところで、警察代表として来ているのですが、私はたまたま前職が本部にいたため状況わかりますが、次に来る人がわかるとは限らないので、人数を増やしていいかそのあたりはわからないのですが、このマスタープランも松代や篠ノ井などの状況があるにも関わらず、果たして中央署の警察官の意見だけでいいのかということもありますので、その点も検討していただければと思います。委員の先生、議員の先生方は様々な地域から選抜されていると思いますが、長野市だけ警察署が2つあって申し訳ないのですが、そこをご検討していただければと思います。

○事務局 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりで、長野市内警察署が2つあるということで、ご提案いただきました。最後の方に私もお挨拶の方で触れようと思っていたのですが、今の委員の皆様任期がこの3月までということで、4月から新しくなります。今いただいた意見も踏まえまして、構成を考えていきたいと思っております。

○議長 他にありますでしょうか。

○委員 はい。長野市の民生委員の副会長をやっておりましたが、全国の23万人の民生委員も交代がありまして。長野市の都市計画審議会委員は6年お世話になりました。長野市の消費生活協議会の方も6年お世話になりましたが、3月で交代します。よろしく願います。お世話になりました。

○議長 どうもありがとうございました。お世話になりました。他にありますでしょうか。以上で議事はすべて終了となりますので、議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉会

○司会 ありがとうございました。それでは、「4 その他」といたしまして、事務局からご連絡させていただきます。今ほどもお話出ましたが、委員の皆様の任期が、令和8年3月末までとなっており、本日の審議会が任期中最後の審議会となります。新たな委員の選任に関しましては、事務局の方で手続きを進めて参りますので、よろしくお願ひします。なお、お車でお越しの方で、駐車券の処理をされていない方は、お帰りの際、お申し出ください。終わりに、都市計画課 課長の飯島から閉会のごあいさつを申し上げます。

○事務局 委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただき、また熱心にご審議をいただきありがとうございました。

今ほども案内いたしましたが、本日は皆様にご審議いただく最後の審議会となりました。それぞれのお立場で、本市の都市計画にご尽力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。今回ご退任となる委員におかれましては大変お疲れ様でした。そのほかの委員におかれましては再任をお願いする場合がございますが、その際はよろしくお願ひします。

立春を過ぎたとはいえ、まだ寒い日が続いております。委員の皆様方におかれましては、体調を崩されないようご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げます。

以上をもちまして、「第95回長野市都市計画審議会」を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。